

# SLN *SOFTIC LAW NEWS*

---

(財)ソフトウェア情報センター

発行 専務理事 金井 二郎  
編集 調査研究室長 石原 壽夫

No. 8 1988. 11. 21

○ “Look and Feel ” 保護の新たな手法 ..... 1

---

**SOFTIC** (財)ソフトウェア情報センター 〒105 東京都港区虎ノ門5-1-4 東都ビル  
TEL(03)437-3071 FAX(03)437-3398

©(財)ソフトウェア情報センター  
1988  
本誌記事の無断転載を禁じます。

この出版物は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である機械工業振興資金の補助を受けて作成したものである。

## “ Look and Feel ” 保護の新たな手法

本誌第3号で紹介したように、CRTに表示されるスクリーン画面の“Look and Feel”は現在著作権による保護が最も主要な論拠となっている。画面上に表示されるものが「絵画的パターン」であるから、絵や図面に対すると同じような感覚で保護を論じればよいという意識から、極く自然な形で「著作権保護」の議論を受け入れている。

ところでSOFTICの入手した資料によると、最近米国は“Look and Feel”をデザイン・パテントによっても保護するという流れが現われたようである。

資料によると、米国ゼロックス社は1985年末頃、末尾添付図面記載の各種「デザイン」をデザイン・パテント (Patents for designs)として出願した。同社は、これらのデザインをスクリーン・ディスプレイ上の“アイコン”として出願している。これらの出願は、1988年5月、相い次いで特許が与えられた。特許公報によれば、特許クレームは次のとおりとなっている。

### 「 CLAIM

The ornamental design for an icon for  or the like, as shown and described.]

クレームの記載は、いずれも上の2行だけの極めて簡単なものであり、の部分が各出願ごとにそれぞれの内容になっている。その内容は、末尾添付図面の各デザインに付記した語がそのまま入っている。

ゼロックス社は、同種のデザイン・パテントを他にも多数出願中であり、今後も、この方針を継続することである。この場合、著作権法による保護との関係が今後の論議の対象となるだろう。

なお、デザイン・パテントとは、米国特許法第171条に定められており、次のような内容である。

「第171条 デザイン・パテント（デザイン特許）

製造品に関する新規、独創的且つ装飾的なデザインを発明した者は誰でも、本法の条項に従って特許を付与される。

発明に対して与えられる特許に関する本法の条項は、別段の定めない限り、デザイン・パテントに対しても適用される。」

また、権利の存続期間は14年となっている。因みに日本の意匠法によれば、

「この法律で『意匠』とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。」

(第2条第1項)

また、権利の存続期間は15年である。

以上からわかるとおり、意匠の保護対象についての日米の法律は多少ニュアンスが違っている。即ち、米国が

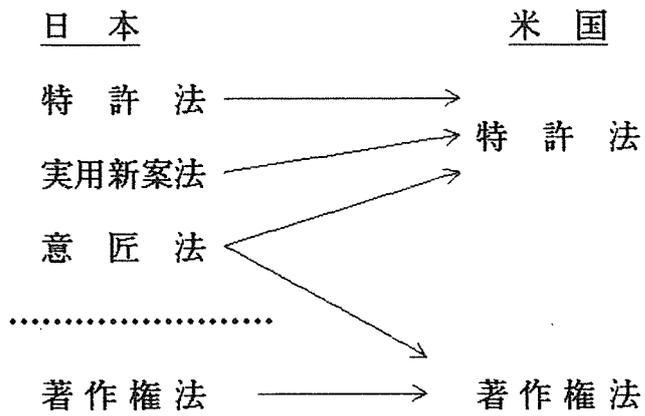
「製造品に関するデザイン……」

(design for an article)

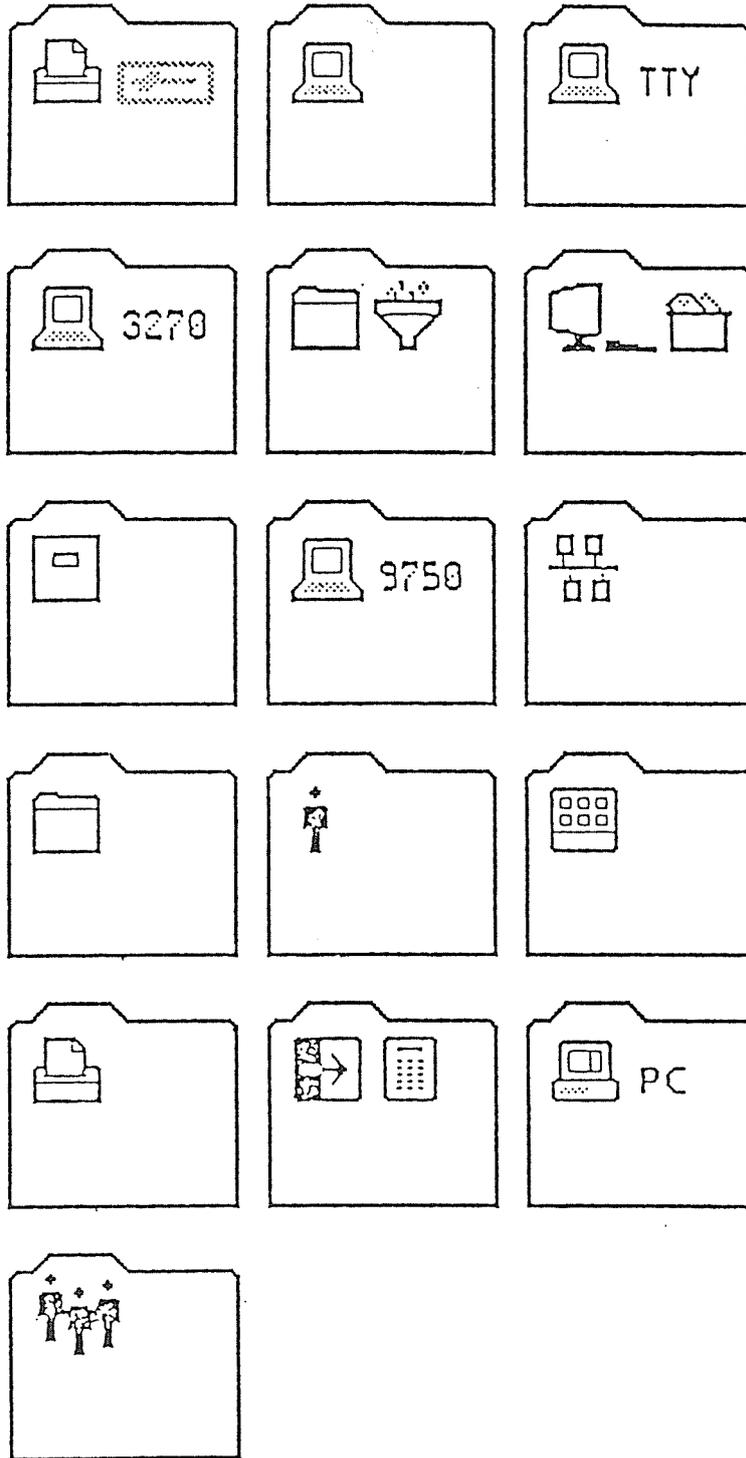
となっているのに対して日本では、

「物品の形状……」

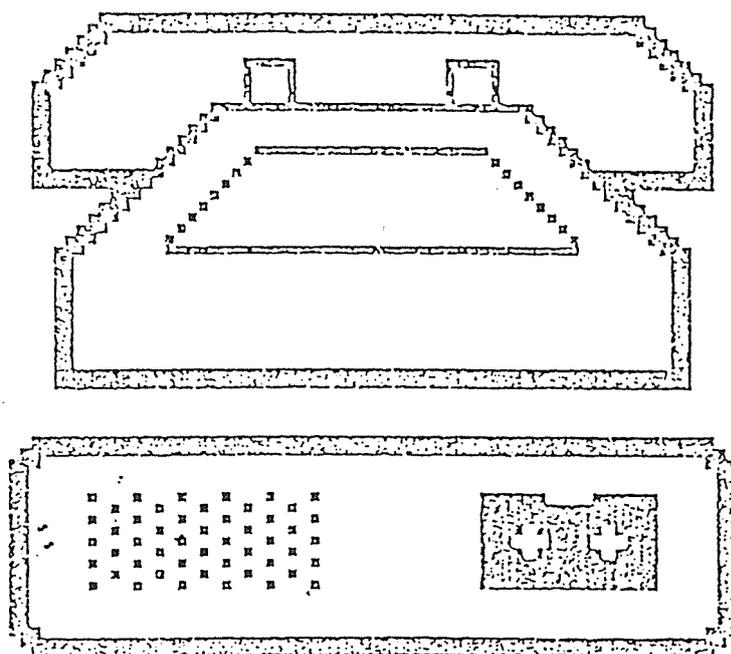
となっている。従って、本件と同じようなデザインが日本で意匠登録されるか否かは疑問である。加えて、米国には、日本における「意匠法」が存在せず、次図のとおり、日本での「意匠」の或る部分は本件のようにデザイン・パテントとして特許法でカバーされ、他の或る部分は著作権法でカバーされるという関係になっている。



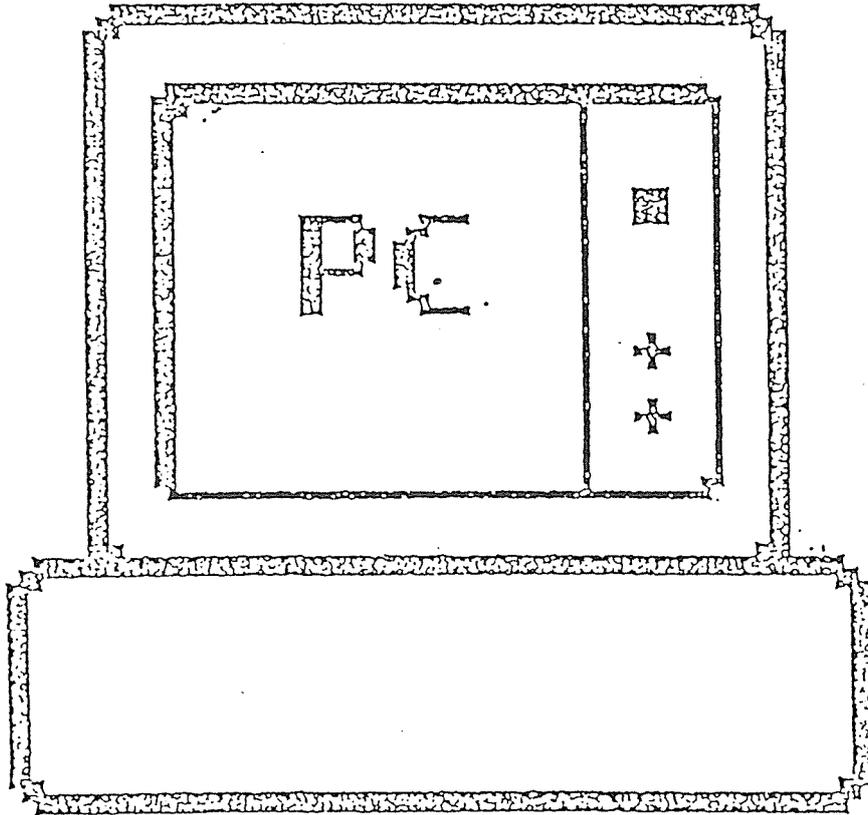
日本におけるスクリーン・ディスプレイの意匠法による保護の可能性を論ずるときには、この法律の性格の差異を念頭においておく必要があるだろう。



*di vi ders*



*telephone*



*PC emulation*